#### 菊池市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人、法人、団体等が社会貢献活動の一環として菊池市立図書館 (以下「図書館」という。)に雑誌スポンサーとして雑誌を提供し、提供された雑誌の カバー等に、菊池市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が雑誌スポンサーの広 告を掲載する菊池市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」とい う。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサーの要件)

- 第2条 雑誌スポンサーは、次の各号に規定する要件のいずれにも該当する者でなければならない。
  - (1) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)若しくは会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中でないこと。
  - (2) 市の入札参加資格に関して、指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団 又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認める者でないこと。 (広告の内容)
- 第3条 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがなく、かつ、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性及び信頼性を有するものとし、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
  - (1) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反する又はそのおそれがあるもの
  - (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張に類するもの
  - (6) 個人又は法人の名刺広告に類するもの
  - (7) 青少年の健全育成にとって有害である又はそのおそれがあるもの
  - (8) 市又は教育委員会が広告内容を推奨している誤解を与えるもの
  - (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告の対象とすることが適当でないと教育委員会が認めるもの

(広告の種別等)

第4条 雑誌のカバー等に表示する広告の種別等は、次のとおりとする。

種別	位置	規格	表示位置
雑誌スポンサー名	カバー表面	縦3cm以内 横13cm以内	カバー中央下部
雑誌スポンサー広告	カバー裏面	カバーの寸法未満	規定なし

(雑誌スポンサーの期間)

第5条 雑誌スポンサーの期間は、原則4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、 年度途中から申し込みをする場合は、教育委員会が掲載を決定した日の属する月の翌 月から年度内最終発刊号の配架期間までとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

- 第6条 雑誌スポンサー制度を活用して雑誌スポンサーの申込みをしようとする者(以下「雑誌スポンサー希望者」という。)は、教育委員会が別に指定する雑誌の中から 提供しようとする雑誌を選定し、菊池市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号。 以下「申込書」という。)に、掲載を希望する広告の図案及び原稿を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、雑誌スポンサー希望者の申出により、雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサー広告の表示をしないことができる。 (雑誌スポンサーの決定)
- 第7条 教育委員会は、申込書を受理したときは、その内容を審査の上雑誌スポンサーの可否を決定し、菊池市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)又は菊池市立図書館雑誌スポンサー不決定通知書(様式第3号)により、雑誌スポンサー希望者に通知するものとする。
- 2 同一の雑誌に複数の雑誌スポンサー希望者からの申込書の提出があったときは、先 着順により雑誌スポンサーの可否を決定するものとする。
- 3 第1項の規定による決定通知書による通知を受けた雑誌スポンサー希望者は、決定 通知書に記載されている期日までに、菊池市立図書館雑誌スポンサー承諾書(様式第 4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(雑誌の提供及び所有権)

- 第8条 雑誌スポンサーは、第6条第1項の規定により選定した雑誌を、教育委員会が 指定する方法により図書館に提供しなければならない。
- 2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、教育委員会がその所有権を有し、雑誌スポンサー制度によらずに所蔵する他の雑誌と同様に取り扱うものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、雑誌スポンサーの期間途中での雑誌の変更はできないものとする。ただし、雑誌の休刊又は廃刊等の事由によるときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に変更することができる。
- 4 雑誌スポンサーから提供された雑誌の配架場所等に関することは、教育委員会が決定する。

(費用の負担及び支払方法)

- 第9条 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の購入に係る経費の全額(振込手数料を含む。)を負担するものとし、教育委員会が別に指定する雑誌納入業者に、指定期日までに直接支払わなければならない。
- 2 前項に規定する支払は、一括して前払で支払うものとする。ただし、特別の理由が

あるときは、教育委員会及び雑誌納入業者と協議して定めるものとする。

3 前項の規定による前払以降に、雑誌の購入に係る経費に変更があったときは、雑誌 スポンサーと雑誌納入業者との間でその差額を直接精算するものとする。

(広告の内容の変更)

第 10 条 雑誌スポンサーは、雑誌スポンサーの期間途中において広告の内容を変更する必要があるときは、教育委員会と協議するものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

- 第 11 条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、雑誌スポンサーの期間途中においても、雑誌スポンサーの決定を取り消し、広 告を中止することができる。
  - (1) 指定期日までに雑誌の購入に係る経費を支払わなかったとき。
  - (2) 第2条に規定する雑誌スポンサーの要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段によりスポンサーの決定を受けたことが判明したとき。
  - (4) 雑誌スポンサーが個人にあっては死亡等、法人、団体等にあっては倒産又は解 散等したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が雑誌スポンサーとして不適当と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、菊池 市立図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 雑誌スポンサーの決定を取り消した場合において、既に雑誌納入業者に支払われた 経費については、これを返還しない。雑誌スポンサーの都合により雑誌スポンサーを 取り止めるときにあっても同様とする。
- 4 雑誌スポンサーの決定の取消しにより雑誌スポンサーに生じた損害について、教育 委員会はその責めを負わない。

(広告の内容の責務)

第 12 条 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告の 内容に関して第三者に損害を与えたときは、雑誌スポンサーの責任において解決する ものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

菊池市教育委員会 様

住所 商号又は名称 代表者氏名

## 菊池市立図書館雑誌スポンサー申込書

菊池市立図書館の雑誌スポンサーに応募したいので、菊池市立図書館雑誌スポンサー 制度実施要綱第6条第1項の規定により、以下のとおり申し込みます。

## 1 提供を希望する雑誌名及び提供先

提供する雑誌名	雑誌スポンサー 広告の有無	提供先
		□ 中央図書館
	□有	□ 泗水図書館
	□無	□ 七城図書館
		□ 旭志図書館
		□ 中央図書館
	□有	□ 泗水図書館
	□無	□ 七城図書館
		□ 旭志図書館

## 2 雑誌スポンサーの期間

教育委員会が掲載を決定した日の属する月の翌月から年度内最終発刊号の配架期間まで

### 3 連絡先

担当部署		担当者氏名	
電話番号		FAX	
メールアドレス			
事業の内容	(例)建設業、学習塾	、まちづくり団体 等	į
(個人の場合は			
記入不要)			

# 4 広告の図案及び原稿

別紙のとおり

### 広告の図案及び原稿について

表面の「雑誌スポンサー名」は、図書館で作成します。

裏面の「雑誌スポンサー広告」は、雑誌スポンサーで作成していただきます。

雑誌のカバー(表面)

雑誌のカバー(裏面)

雑誌スポンサー名

雑誌スポンサー広告

(表面)

色:地は白色、文字は黒色

位置:雑誌のカバー(表面)中央下部

雑誌スポンサー名の下に、雑誌スポン サー制度により提供された旨を明記

13cm 以内

雑誌スポンサー名 3㎝以内

(裏面)

内 容:各雑誌の最新号カバーの裏面に片面印

刷で雑誌スポンサー広告を掲載

サイズ:雑誌のサイズを超えない範囲(各雑誌

によってサイズが異なるため、「受付

対象雑誌リスト」を参照)

様式第	2무	(笋っ	冬	即亿	١:
恢以先	<b>4</b> 75	(玩/	*	天   大	Ċ

 第
 号

 年
 月
 日

商号又は名称

代表者氏名 様

菊池市教育委員会 印

## 菊池市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました菊池市立図書館雑誌スポンサーについて、あなたを菊池市立図書館の雑誌スポンサーに決定しましたので、菊池市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条第1項の規定により、通知します。

#### 1 提供を受ける雑誌名及び提供先

提供する雑誌名	雑誌スポンサー 広告の有無	提供先
		□ 中央図書館
	□有	□ 泗水図書館
	□ 無	□ 七城図書館
		□ 旭志図書館
		□ 中央図書館
	□有	□ 泗水図書館
	□ 無	□ 七城図書館
		□ 旭志図書館

#### 2 雑誌スポンサーの期間

教育委員会が掲載を決定した日の属する月の翌月から年度内最終発刊号の配架期間まで

3 雑誌の購入に係る経費

円

4 支払期限

年 月 日()まで

- 5 支払先(雑誌納入業者名)
- 6 その他

年 月 日( )までに、菊池市立図書館雑誌スポンサー承諾書(様式第3号)を菊池市立図書館へ提出してください。

 第
 号

 年
 月

 日

商号又は名称

代表者氏名 様

菊池市教育委員会 印

## 菊池市立図書館雑誌スポンサー不決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました菊池市立図書館雑誌スポンサーについて、以下の理由により不決定としましたので、菊池市立図書館雑誌スポンサー制度 実施要綱第7条第1項の規定により、通知します。

#### 不決定の理由

- 1 菊池市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 11 条第 1 項第 号に該当のため
- 2 その他の理由

年 月 日

菊池市教育委員会 様

住所 商号又は名称 代表者氏名

## 菊池市立図書館雑誌スポンサー承諾書

菊池市立図書館の雑誌スポンサーについて、菊池市立図書館雑誌スポンサー制度実施 要綱(以下「要綱」という。)の内容を理解した上で、決定通知書の内容のとおり承諾し ます。

雑誌スポンサーの期間中、要綱に定められている規定に違反することがあったときは、 菊池市教育委員会の決定に従います。

また、雑誌の購入に係る経費に変更があったときは、要綱第9条第3項の規定により、 その差額を直接精算いたします。 様式第5号(第11条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

商号又は名称

代表者氏名 様

菊池市教育委員会 印

## 菊池市立図書館雑誌スポンサー取消通知書

菊池市立図書館の雑誌スポンサーの決定を取り消しましたので、菊池市立図書館雑誌 スポンサー制度実施要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

## 取消の理由

- 1 菊池市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 11 条第 1 項第 号に該当のため
- 2 その他の理由